



海老名市監査委員告示第 10 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、消防本部、消防署、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局の定期監査を実施したので、同条の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

平成27年9月29日

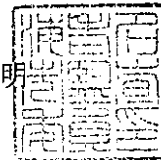
海老名市監査委員

三田 弘道



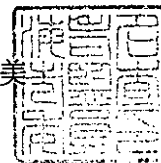
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

倉橋 正美



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【消防本部】

(1) 消防総務課

消防業務の企画調整に関する事。消防広報に関する事。消防職員及び消防団員の人事、研修及び福利厚生に関する事。消防団員等の公務災害補償に関する事。消防財産の管理に関する事。消防庁舎の管理に関する事。コミュニティ防災センターに関する事。海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会に関する事。本部の庶務及び調整に関する事。本部内の事務分掌の調整に関する事。

(2) 警防課

火災、救急及び救助の統計調査に関する事。火災警報の発令に関する事。消防訓練に関する事。消防団との連絡に関する事。消防地理及び消防水利に関する事。消防機械器具の整備に関する事。

(3) 予防課

建築確認の同意に関する事。消防用設備等に関する事。危険物の規制に関する事。火災予防事業の企画等に関する事。液化石油ガス等に関する事。予防査察等に関する事。防火管理に関する事。火災予防思想の普及に関する事。防火対象物等の統計に関する事。防火協力団体に関する事。

(4) 消防署

水火災の警戒及び防ぎよに関する事。救急及び救助活動に関する事。火災の原因調査及び損害調査に関する事。消防地理及び消防水利の調査に関する事。消防気象観測に関する事。消防通信の運用に関する事。一般家庭の火災予防査察に関する事。署設備の維持管理に関する事。

(5) 分署

水火災の警戒及び防ぎよに関する事。救急及び救助活動に関する事。火災の原因調査及び損害調査に関する事。消防地理及び水利の調査に関する事。消防通信の運用に関する事。一般家庭の予防査察に関する事。分署設備の維持管理に関する事。

【議会事務局】

公印の管理に関する事。規則等例規に関する事。議員の身分、研修、福利厚生及び共済に関する事。儀式及び交際に関する事。議長会等に関する事。職員の人事、服務、給与、福利厚生、研修等に関する事。議事堂の管理に関する事。議会の会議に関する事。議案等に関する事。議会における選挙に関する事。会議録等の調製及び保管に関する事。傍聴に関する事。議会広報に関する事。各種資料の収集、整理及び保管に関する事。公聴会に関する事。

【選挙管理委員会事務局】

公印の管理に関する事。会議に関する事。公告式に関する事。人事に関する事。規程等例規に関する事。檢察審査会に関する事。裁判員制度に関する事。政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）に関する事。諸証明に関する事。選挙の記録に関する事。選挙人名簿に関する事。在外選挙人名簿に関する事。選挙の執行に関する事。投票区及び開票区の設定改廃に関する事。期日前投票に関する事。不在者投票に関する事。直接請求及び住民投票に関する事。選挙の啓発に関する事。異議申立て及び訴訟に関する事。

【監査委員事務局】

監査計画の策定に関する事。定期監査及び随時監査に関する事。財政的援助団体等の監査及び公金取扱監査に関する事。出納検査に関する事。決算審査及び審査意見書の調整に関する事。要求監査及び請求監査に関する事。監査及び検査の結果の報告及び公表に関する事。公印の管理に関する事。規程等例規に関する事。その他法令に定める監査委員の職務に関する事。

(所掌事務はいずれも監査基準日現在)

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

平成26年9月1日から平成27年8月31日まで

ただし、警防課においては平成27年4月1日から平成27年8月31日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

(1) 予算の執行・収入支出に関する事務

(2) 契約に関する事務

(3) 財産管理に関する事務

(4) 庶務に関する事務

(5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

平成27年9月29日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。